



子育て世帯臨時特別給付金「10万円現金一括」を支給します

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナの影響が長期化する中で、子育て世帯に対して18歳以下の子ども1人あたり10万円相当の給付を行うこととされました。

香取市では、先行給付金5万円とクーポン給付の5万円相当を合わせて、10万円の現金を一括して支給します。また、所得制限を撤廃し、国の事業では給付対象外となる児童手当の特例給付相当の所得の方にも、市独自に給付金を支給します。

■支給額

18歳以下の子ども1人につき 10万円

■支給対象者

- ①令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については令和3年10月分）の児童手当受給者
- ②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの高校生を養育している者
- ③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者
※香取市では特例給付受給者も対象となります。

■支給時期

令和3年12月27日（月）

※香取市から令和3年9月分の児童手当を受給している方のみとなり、それ以外の方には順次支給します。

■支給方法

- ・香取市から令和3年9月分の児童手当を受給している方は、申請不要で児童手当を受給する口座に振込【プッシュ型】
- ・香取市に令和3年10月1日以降に出生した児童の児童手当の申請手続きを済ませた方は、申請不要で児童手当を受給する口座に振込【プッシュ型】
- ・公務員の方や高校生のみ養育する方は、申請が必要となります。

問い合わせ先

香取市福祉健康部子育て支援課

担 当 子育て推進班 菅生・布施

電 話 0478 - 50 - 1257

F A X 0478 - 52 - 4566

